

いじめの防止等のための基本的な方針 塩竈市立玉川小学校

はじめに

いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布されました。今回公布された法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下「地域いじめ防止基本方針」という。）の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。

1 いじめの防止

(1) 職員の共通理解

- ① いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

学校生活アンケート結果や不登校児童など、職員会議で共通理解を図る（資料の提示）

(2) 未然防止の基本となる学校づくり

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。

- ① 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ② 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。

- ① 児童生徒が他者の役にたったり困難な状況を乗り越える機会を積極的に設け、児童生徒の自己有用感と自己肯定感を高める。
- ② 他者の痛みを自分の痛みとして共感することができる豊かな情操を培う。
- ③ 他者の良さを理解し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 他者との意見の違いがあっても建設的に調整できるコミュニケーション能力を育てる。

2 早期発見

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを積極的に認知する。

- (1) 児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談（6，11月）等を実施する。
- (3) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- (4) 日頃から児童生徒の様子に注意深く目を配る。

3 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたとき 【速やかに組織的に対応する】

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ② 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校内で直ちに情報を共有する。
- ⑤ 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑥ 事実関係を迅速に被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応 【徹底して守り通す】

- ① いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- ③ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導 【丁寧かつ毅然とした態度で指導する】

- ① いじめた児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 児童生徒がいじめを行うに至った背景等も踏まえ、丁寧な対応を心掛ける。
- ③ 事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめの状況に応じて、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
相談する場合：いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき
通報する場合：児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

(4) いじめが起きた集団への指導 【自分の問題として捉えさせる】

- ① たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

4 ネット上のいじめへの対応（中学校で増加）

- (1) ネット上の不適切な書き込み等を直ちに削除する。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (2) 学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、トラブルの早期発見に努める。
- (3) メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめを防止するため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対する啓発活動の充実を図る。

5 その他の留意事項

- (1) 担任等が問題等をひとりで抱え込むことなく、学校全体で一致協力していじめへの対応できるよう生徒指導体制の確立を図る。いじめ問題対策委員会
- (2) 全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- (3) いじめの早期発見、いじめを受けた児童生徒の心のケアなど、教育相談体制の充実を図る。
- (4) 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう校務の効率化を図る。
- (5) 学校評価及び職員評価において、いじめ防止等への取組状況について評価し、改善に努める。
- (6) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から家庭や地域へ積極的に公表し、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。